

弁護士から警察への依頼者通報制度の立法化に反対する意見書

政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」は「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、その中で弁護士に対しても、不動産売買等の一定の取引について、依頼者が行う「疑わしい取引」を警察庁に通報する義務及び通報の事実を依頼者に秘匿する義務を課す法律を立法化する方針であり、同法案を平成19年（2007年）の通常国会に上程する準備を進めている。

弁護士は、依頼者の全面的な信頼の下に、秘密事項を含めてすべての事実の開示を受けた上で、依頼者にとって最善の方策を立案し、遂行するものであり、守秘義務は弁護士の適正な職務遂行にとって不可欠である。

しかしながら、この度の政府の決定により、通報義務が弁護士に課せられることになれば、国民の弁護士への全面的な信頼は成立しないこととなり、ひいては司法そのものの崩壊を招くことが懸念される。

よって、国会及び政府においては、国民が安心して弁護士に相談し、依頼できる制度を確保するため、弁護士から警察への通報制度を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）全議員